

重大な事故又は不祥事等に関する報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者の主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

三崎漁港宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者の指定を申請するにあたり、令和 7 年 1 月 22 日から起算して過去 3 年間に生じた重大な事故又は不祥事等について、次のとおり報告します。

- 1 重大な事故又は不祥事等の有無
- 2 発生年月日、発生場所、事件又は不祥事等の別及びその概要
- 3 発生時の対応及び帰責事由の有無
- 4 発生後の対応、策定した再発防止策の内容及び役職員への周知状況
- 5 現在の状況（紛争継続の有無等）

※ 重大な事故又は不祥事等とは、募集開始の日から起算して過去 3 年間に、申請する団体等（グループ申請の構成団体を含む。）又は申請する団体等の役員若しくは職員（※ 1）の行為により生じた次のものを指します。

重大な事故	「神奈川県指名停止等措置要領」第 2 条の規定に基づき指名停止を行う要件に該当するもの
行政処分 （※ 2）	団体が行う業務に関し、法令等に違反し社会的影響が大きい行政処分（不利益処分）
不祥事	神奈川県職員の「懲戒処分の指針」の標準例に列举された行為に相当し団体が処分を行ったもの

- ※ 1 対象となる応募団体の役員又は職員（契約社員、派遣社員及び日々雇用職員等の非正規雇用による職員を含みます。）は次のとおりとします。
- ・ これまで指定管理業務を実施したことがない団体等では、当該団体の役員又は県内の事業所の職員
 - ・ すでに指定管理業務を行っている団体等では、当該団体の役員又は指定管理業務に従事する職員
- ※ 2 なお、「重大な事故」に該当する「行政処分」の判断については、外部評価委員会へ報告して評価を受ける必要があるため、団体が行う業務に関し、法令違反により行政処分（不利益処分）を受けている場合は、県内外の事業所を含め、社会的影響の大小にかかわらず報告の対象となることに留意ください。